

## 【カナダ】2015年反テロリズム法の概要—新規立法を中心に—

海外立法情報課長 鈴木 滋

\* 2015年6月、カナダで「2015年反テロリズム法」が成立した。同法は、テロ対策に係る新規立法（情報の政府内共有、航空テロ対策）のほか、刑法等関連法律を一部改正するものである。

### 1 法律の構成

2015年6月18日、「反テロリズム法」(Anti-Terrorism Act, 2015: S.C.2015, c.20) が裁可され、成立した。同法は、テロ対策に関する複数の新規立法として、「カナダ安全保障情報共有法」(Security of Canada Information Sharing Act) 及び「航空旅行安全確保法」(Secure Air Travel Act) を定め（いずれも法律番号は S.C.2015, c.20）、そのほか、刑法や「カナダ安全保障情報局法」(Canadian Security Intelligence Service Act: R.S.C.1985, c.C-23)、「移民及び難民保護法」(Immigration and Refugee Protection Act: S.C.2001, c.27) など現行法の一部改正を定めている。ここでは、新規立法を中心に内容を紹介する。

### 2 新規立法の概要

#### (1) カナダ安全保障情報共有法

同法は、前文、本文全10か条、別表（第1、第2、第3）から成る。同法の目的は、連邦政府機関の間で、テロ関連など安全保障に関わる情報の共有を促進することにある。同法は、前文で立法の必要性や法律の基本的要件に触れており、カナダの安全を害する活動に対して国家及び国民を守ることは、しばしば、単一の政府機関の任務や能力を超えたものとなるため、関係情報は政府各機関により共有されるべきであり、情報の共有は、「権利及び自由に関するカナダ憲章」(Canadian Charter of Rights and Freedoms)（注1）及びプライバシー保護の原則と合致した手法で実施されねばならないとしている。以下、主な条文の概要を述べる。第2条「定義」は、カナダの安全を害する活動を、カナダの主権、安全若しくは領域の保全又は国民の生命若しくは安全を害するあらゆる活動と定義し、その例として、インテリジェンスや防衛、外交領事関係、財政的安定などに係るカナダ政府の能力に対する妨害（a項）、外国の影響下にある諜報活動や妨害工作、秘密活動（c項）、テロ活動（d項）、重要インフラへの妨害活動（f項）、カナダの領域で行われ、他国の安全を害する活動（j項）などを挙げている。第4条「指針としての原則」(Guiding principles) では、情報共有の原則として、提供機関が共有範囲をコントロールすること（b項）、安全を害する活動について、当該活動に対する管轄権を持つ機関のみが、関連情報を受領できること（e項）などを規定している。第5条「情報の開示」は、連邦政府機関（注2）が、受領権限のある連邦政府機関（同法別表第3に掲載）に対して、自らの判断又は要求により情報開示を行うことができることを定めている。同法については、第2条の定義が広すぎ、法律上、無制限な情報共有に対する歯止めがないなどの指摘などがある。

## (2) 航空旅行安全確保法

同法は、全 33 か条から成る。同法の目的は、旅客機の安全運航確保に係る従来のプログラムである「旅客保護プログラム」(Passenger Protect Program) について、対象とする範囲を拡大し、かつ明確化することにある。以下、主な条文の概要を紹介する。第 8 条「リスト」は、公共安全及び緊急事態即応担当大臣 (Minister of Public Safety and Emergency Preparedness) が、輸送の安全に脅威を与え、又はテロ犯罪などを実行するおそれのある人物のリストを作成すること (第 1 項)、同大臣が、90 日ごとにリストの内容を点検し (第 2 項)、必要に応じて特定人物を削除するなど、内容を改正すること (第 3 項) を定める。第 9 条「指令」は、同大臣が、テロ犯罪等を防止するため、リスト掲載者の搭乗を拒否し又は搭乗前検査を行うなど、必要な特定の措置を採るよう、航空会社に指示できることを定めている。第 15 条「大臣への申立て」は、リスト掲載者が、同大臣に対し、リストからの削除を求めることができること、第 16 条「本法に基づく決定」は、第 9 条に基づく指示により搭乗を拒否されたリスト掲載者が、第 15 条による大臣への申立てが否認された場合、裁判所に異議を申し立てることができることを定めている。なお、同法はカナダの領域及び領域外の全ての者に適用される (第 4 条第 1 項)。同法については、リスト掲載の要件が広範に過ぎるという批判や、裁判所が、掲載者による異議申立ての審理を非公開とできることから、人権侵害が引き起こされるなどの指摘などがある。

## 3 その他現行法の一部改正 (刑法の改正)

ここでは刑法の一部改正を取り上げる。反テロリズム法は、刑法に新たな条文として 3 か条を追加した。第 83.221 条は、「テロ行為一般」の実行を唱導し、促進する言動を行った者に 5 年以下の懲役を科すこと、第 83.222 条と第 83.223 条は、捜査当局が、裁判所による捜査令状を得て、テロ行為を宣伝する文書を押収できること、当該文書が電子的形態である場合は、通信事業者等に対し、コンピューターシステムからの削除を求めることができることをそれぞれ定めている。この改正については、①刑法には既にテロ活動に係る 14 の処罰規定があり、新規立法の必要性はない、②実際にテロ犯罪を起こしていない段階での予防拘禁につながる、③テロ宣伝文書の定義が広範であり、言論の自由に悪影響を及ぼすなどの指摘がある。

注 (インターネット情報は 2016 年 9 月 15 日現在である。)

- (1) 基本的人権に関する憲法規定 (1982 年憲法法の第 1 章) である。詳しくは以下の資料を参照。齋藤 憲司『各国憲法集(4)カナダ憲法』(調査資料 基本情報シリーズ⑩) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3487777\\_po\\_201101d.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487777_po_201101d.pdf?contentNo=1)>
- (2) ここでいう「連邦政府機関」とは、第 2 条で、「プライバシー法」(R.S.C, 1985, c.P-21) の第 3 条で掲げる機関と定義されており、省のほか、庁、各種委員会なども広く含まれる。

### 参考文献

- ・ Canadian Civil Liberties Association, “Understanding Bill C-51: The Anti-Terrorism Act, 2015,” May 19, 2015. <<https://ccla.org/understanding-bill-c-51-the-anti-terrorism-act-2015/>>